

対象国	タイ	
情報名	タイ中銀、外為規制を一部緩和(続報)	
規制種別	中央銀行関連規制	
施行日	2017年6月5日(一部項目)	
規制番号(新・改正)	BOT Press Release No.27/2650(タイ語)、No.27/2017(英語版)	改正

ニュースレター

本号は、SMBC Breaking News 17-5号にてお届けしました、「タイ中銀、外為規制を一部緩和」の続報です。現時点で判明している銀行手続き関連の規制緩和について概要をご案内いたします。

2017年6月5日、タイ中央銀行(以下、「タイ中銀」)は、透明性と迅速性を増すべく、外国為替規制緩和の実施を決定し、一部の項目については6月5日発表当日から施行されています。

1. 規制緩和の目的

本規制緩和の目的は、以下の4点に分類されます。

効率と競争力を高めるため、海外送金・為替等の事務プロセスを簡素化し、申請書類や負担を削減、電子化を進める。
 規制を緩和し、為替リスク管理の柔軟性を高める。
 外国為替サービスのより多くの代替案を提供する。GMS(注)地域間での投資を促進する。
 タイの投資家・企業に対してより多くの投資の選択肢を提供する。

(注) GMS (Greater Mekong Subregion) : ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナム、中国・雲南省

2. 2017年6月5日より施行されている、主な銀行関連の為替規制変更

1.1 仕向外国送金	取引上の留意点
規則を緩和し、以下のような仕向外国送金に関する添付書類を減らす。 (1) タイに持ち込まれていない商品またはタイ国内で引渡されていない商品の支払いを許可する。 (2) 仕向外国送金のための添付書類を削減する。 例えば - 投資資金、または貸付金の送金に際し、投資先・借入人の財務諸表、及び投資目的、必要性についての説明資料の提出を廃止する。	(1) 施行日より即日適用開始。 (2) 仕向外国送金の添付書類 左記の書類(投資先・借入人の財務諸表、及び投資目的、必要性についての説明資料)は添付不要となるものの、引き続き下記書類等の提出が必要。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

1.1 仕向外国送金(続き)	取引上の留意点
<p>- 海外での借入の返済に際し、外国為替取引申告書以外のクレジット・アドバイス等のその他入金を証する書類を添付書類として認める。</p> <p>(3) 電子形式または電子メールによる添付書類の提出を許可する。</p>	<p>ア. 投資目的の仕向外国送金の場合:</p> <p>(ア) 投資についての証明書 例: ジョイントベンチャー契約書、または株式の売買契約書</p> <p>(イ) 投資先の書類 a. 法人設立登録書類(Affidavit) b. 定款(Article of Association)</p> <p>(ウ) 海外への投資送金宣誓書(タイ中銀書式)</p> <p>(エ) 【外貨建5万米ドル相当額以上】外国為替取引申告書</p> <p>(オ) 【年間1,000万米ドル相当額以上の投資】タイ中銀宛事前通知に対する回答書</p> <p>イ. 貸付目的の仕向外国送金の場合(注):</p> <p>(ア) 貸付の詳細を示す証明書類 例: 融資契約書</p> <p>(イ) 借入人の書類 a. 法人設立登録書類(Affidavit) b. 定款(Article of Association)</p> <p>(ウ) 海外への貸付送金宣誓書(タイ中銀書式)</p> <p>(エ) 借入人がグループ会社であることを証明する書類 例: 株主リスト</p> <p>(オ) 【外貨建5万米ドル相当額以上】外国為替取引申告書</p> <p>(カ) 【年間1,000万米ドル相当額以上の貸付】タイ中銀宛事前通知に対する回答書</p> <p>(注) ベトナムまたはタイ国境隣接諸国で事業を営んでいる法人への貸付の場合を除き、外貨建融資契約書に基づき外貨建で送金を行う必要あり。</p>

3.3 非居住者宛パーツ建貸付	取引上の留意点
<p>商業銀行が以下の非居住者顧客にパーツ建直接貸付を提供することを許可する。</p> <p>(1) タイへの投資を希望する非居住者企業。</p> <p>(2) タイにとって有益なインフラまたはプロジェクトに投資することを希望するGMS各国に設立された非居住者企業。</p>	<p>✓ 借入(Term Loan)、保証(Letter of Guarantee)、信用保証状(Letter of Credit)等が取扱可能。当座貸越(Overdraft)は本規制緩和の対象外。</p>

実際の手続きについては、事前にお取引銀行へご確認ください。

3. 2017年第3四半期以降に施行が予定されている、主な銀行関連の為替規制変更

1.2 5万米ドル相当額以上の外国為替取引	取引上の留意点
<p>(1) 外国為替取引申告書の提出を廃止する。</p> <p>(2) 添付書類への商業銀行の押印規制を廃止する。</p>	<p>✓ タイ中銀の施行日より即日適用開始される予定。</p> <p>< 補足 > 現状の取り扱い</p> <p>[5万米ドル相当額以上の外国為替取引]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外国為替取引申告書の銀行宛提出が必要。 <p>[5万米ドル相当額未満の外国為替取引]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「送金目的の表明(注)」を除き、外国為替取引申告書及び添付書類の銀行宛提出は不要。 • 但し、海外の証券投資や海外での預金、及び海外との金融取引(デリバティブ等)を目的とした海外送金は、タイ中銀の事前の承認。

(注) 送金目的の表明: 送金指示書にて仕向送金の目的を明示すること。

2.1 為替ヘッジの解約対象取引	取引上の留意点
<p>全ての場合において自由に為替ヘッジを解約することができる。</p>	<p>✓ タイ中銀より詳細発表の見込み。</p>

2.2 グループ会社のための為替ヘッジ	取引上の留意点
<p>企業は、タイ中銀の事前の承認なしに、そのグループ会社のために為替エクスポージャーをヘッジすることができる。</p>	<p>✓ タイ中銀より詳細発表の見込み。</p>

2.3 為替ヘッジ及び仕向外国送金のエビデンス	取引上の留意点
<p>以下の資格を有する企業及びその関連企業が、取引日及び決済日に関するエビデンスなしで、為替ヘッジ及び仕向外国送金を行うことを許可する。</p> <p>企業及びその関連会社の資格:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 金融機関に関連する事業に従事しておらず、タイ中銀によって決定された国際貿易と投資のポリシーがあること。 2) 健全な為替リスク管理方針、取締役または外部監査人による監査を有し、その方針の遵守を保証していること。 	<p>✓ タイ中銀より詳細発表の見込み。</p>

タイ中銀プレスリリース

- < タイ語 > <https://www.bot.or.th/Thai/PressandSpeeches/Press/News2560/n2760t.pdf>
- < 英語 > <https://www.bot.or.th/Thai/PressandSpeeches/Press/News2560/n2760e.pdf>

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

タイ中銀 タイ語プレスリリース仮訳

タイ中央銀行

BOT Press Release

Communications and Relations Office, Corporate Communications Department

Tel. 0-2283-5016-7 Fax. 0-2281-5648 www.bot.or.th

No.27/2017

外国為替規制改革

タイ中央銀行(BOT)のウィラタイ・サンティプラポップ総裁は、競争力を強化する上で最も重要な障害の1つは時代遅れであることであり、新しい世界において経営管理やリスク管理に適応しない規制であることを明らかにした。したがって、BOTは外国為替規制の規制改革から開始した。しかし、BOTは継続的に規制を緩和してきたが、数々の規制は経済環境や金融環境の変化に対応していない。

この外為規制改革は、ビジネス環境改善のために、BOTの下の様々な規制に関する今後の改革の出発点となる。それでも、規制緩和または規制廃止は金融の安定性を維持するための銀行の責任に影響を与えてはならない。なお、BOTは、金融市場と経済に与える影響を評価する目的で資本フローのモニタリングと分析のためのデータを収集し続ける。

過去6ヶ月間、BOTは経験豊富で国際的に有名なコンサルタントと協力して、タイ貿易委員会、企業、商業銀行、マネーチェンジャー及び送金代行業者といった民間部門の代表者と緊密に協力してきた。言及されたすべての当事者は、民間部門が負った法令遵守コストを考慮した上、障害について意見を述べ、規制を改訂するための勧告を提供した。

この改革の下、規制はより冗長性が少なく、明快で透明性の高いように改正される。BOTは、特定の規制を改正する。その一部は、BOTが設定した法的な枠組みの中で、民間部門が各自の内部リスク管理及び管理方針に基づいて外国為替取引及び外国為替ヘッジをより自由に行うことを可能にする、というパラダイムの転換を行った。さらに、この改革には、手続きの簡素化、書類提出手続きの削減、外国為替取引に関するBOTの事前承認要件の廃止、市場における新規参加者を増やし、近隣諸国との貿易・投資のため現地通貨使用を促進し、効率性と柔軟性を向上させるため電子形式による取引を促進することが含まれている。

BOTは改革の下で緩和を開始し、そのうちのいくつかは今月中に施行となるが、他のものはその他機関管轄の下にあり、または機関の権限に関連して実行するためにある程度の時間を必要とする。BOTは2017年内に緩和の大部分を速やかに完了させる。

Bank of Thailand

2017年6月5日

For further information, please contact: Financial Markets Operations Group

金融市場事業グループ

Tel: 0 2356 7348-9, 0 2356 7639, 0 2283 5326

E-mail: ForeignExchangeAdministrationPolicyDivision2@bot.or.th

(出所) Bank of Thailandウェブサイト <https://www.bot.or.th/Thai/PressandSpeeches/Press/News2560/n2760t.pdf>
(仮訳作成) 森・濱田松本法律事務所 正式な内容はタイ語による発表をご参照ください。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

外国為替規制改革による緩和

タイ銀行(BOT)のワチラー・アーロムディー副総裁は、2016年12月以来、BOTが開始した外国為替規制改革のプロセスを明らかにした。BOTは、外国からのコンサルタント及び民間部門の代表者と協力して、次の4つの主要な問題が提起されたチェックリストを完成させることによって、外国為替規制を改正する際の見解と提言を示した。1)合法かどうか、2)それは必要とされているかどうか、また目的が達成されているかどうか 3) ビジネスの障害になるのかどうか 4) 推奨事項はどのようなものか。なお、発見された主な障害は手続きと書類に関連している。

ワーキンググループが合意した外国為替規制の緩和方針は、以下の4つの主要なカテゴリーにまとめられる。
(詳細は附属文書)

1. 手続きや書類を減らし、利便性及び迅速性を図るために電子形式の利用を促進する。
2. 外国為替リスク管理の柔軟性を高めるために規制を緩和する。
3. 外国為替取引事業者及び海外送金代行業者を通じたクロスボーダーのリテール取引の選択肢を新たに設け、地域内の貿易と投資における現地通貨の使用を促進する。
4. タイ投資家のための投資の選択肢を提供し、より多くのプレイヤーを許容し競争を拡大させる。

外国為替規制改革は、ビジネス環境改善のためのさらなる緩和の出発点である。BOTは今後も規制の更なる見直しのために全当事者の意見を歓迎する。

(出所) Bank of Thailandウェブサイト <https://www.bot.or.th/Thai/PressandSpeeches/Press/News2560/n2760t.pdf>
(仮訳作成) 森・濱田松本法律事務所 正式な内容はタイ語による発表をご参照ください。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

外国為替規制改革の方針

現在の規制	外国為替規制改革による緩和	施行時期
1. プロセスを簡素化し、書類を削減する。 理論的根拠/趣旨： - プロセスを簡素化し、BOTの承認を得るための書類や申請における民間部門のコストを削減するために、電子形式での取引を促進する。 - 効率と競争力を高める。		
1.1 5万米ドル以上の仕向外国送金は、添付書類 (Supporting Documents) の提出により、適格な目的のために行うことが許可される。 例えば、 (1) 商品の支払いは、タイに輸入される商品、またはある外国から他の国へ出荷された商品に対してのみ許可される。 (2) 外国への投資または海外貸付は、海外企業の財務諸表やその他書類の提出により許可される。一方で、貸出金の返済には、外国為替取引申告書が貸付金の入金添付書類として必要とされる。 (3) 添付書類は原本でなければならず、また商業銀行にハードコピーを提出しなければならない。	規則を緩和し、以下のような仕向外国送金に関する添付書類を減らす： (1) タイに持ち込まれていない商品またはタイ国内で引渡されていない商品の支払いを許可する。 (2) 仕向外国送金のための添付書類を削減する。 例えば - 財務諸表、及び海外企業に対し投資金または貸付金の送金の場合に説明する文書の提示を廃止する。 - 外国為替取引申告書以外のクレジット・アドバイス等のその他入金を証する書類を海外貸付の返済のための添付書類として認める。 (3) 電子形式または電子メールによる添付書類の提出を許可する。	2017年6月
1.2 5万米ドル以上の外国為替取引を行う場合： (1) 外国為替取引申告書及び添付書類を提出する。 (2) 商業銀行は、添付書類を確認し、押印しなければならない。	(1) 外国為替取引申告書の提出を廃止する。 (2) 添付書類への商業銀行の押印規制を廃止する。	2017年 第3四半期
1.3 10百万米ドル以上の直接投資及び海外貸付は、BOTウェブサイトを通じてオンライン登録が必要であり、BOTは同日に通知受取書を発行する。	BOTウェブサイトの登録システムを自動応答システムに改善する (自動返信)。	2017年 第4四半期
1.4 BOTは、企業に対してハードコピーの外国為替取引の承認書を発行する。	BOTの承認書は、電子形式となる。	2017年 第4四半期
2. 為替リスク管理に関する規制を廃止し緩和する 理論的根拠/趣旨： - 為替リスク管理の柔軟性を高める。 - 為替手続き及びBOTの書類提出及び承認申請要件を簡素化する。		
2.1 商品、サービス、投資及び海外貸付のための為替ヘッジの解約は自由に認められる。外国不動産への投資のようなその他の場合は、金額が2万米ドル未満の場合には、為替ヘッジを解約することができる。	全ての場合において自由に為替ヘッジを解約することができる。	2017年 第3四半期

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

現在の規制	外国為替規制改革による緩和	施行時期
2.2 関連会社のための為替ヘッジには、BOTの事前承認が必要。	企業は、BOTの事前の承認なしに、その関連会社のために為替エクスポージャーをヘッジすることができる。	2017年 第3四半期
2.3 為替ヘッジ及び仕向外国送金は、取引日及び決済日に商業銀行へエビデンスを提出することにより、適格な目的のためにのみ行うことができる。	以下の資格を有する企業及びその関連企業が、取引日及び決済日に関するエビデンスなしで、為替ヘッジ及び仕向外国送金を行うことを許可する。 <u>企業及びその関連会社の資格:</u> 1) 金融機関に関連する事業に従事しておらず、BOTによって決定された国際貿易と投資のボリュームがあること。 2) 健全な為替リスク管理方針、取締役(注1)または外部監査人による監査を有し、その方針の遵守を保証していること。	2017年 第3四半期
3. 外国為替サービスのより多くの代替案を提供する 理論的根拠/趣旨: - 投資とクロスボーダーのリテール取引のために現地通貨を使用して地域間の接続を促進する。 - クロスボーダーのリテール取引でより多くの選択肢を提供する。		
3.1 送金代行業者(MT): (1) MTは、家族支援、旅行、教育またはその他サービスの目的のみ外貨を海外に送金することができる。 (2) 仕向外国送金の限度額は、1人1日あたり20万バーツ。 (3) MTは、登録払込資本金が1億バーツ以上の会社であり、その他所定の資格を有していなければならない。	(1) リテール顧客がMTを通じた商品の支払いを行うことを可能にする。 (2) 仕向外国送金の限度額を増額する。 (3) 登録資本金の減額等、MTの資格を緩和する。	(1) 2017年 6月 (2) 2017年 第4四半期 (3) 2018年 第4四半期
3.2 マネーチェンジャー(MC): (1) MCは、外国銀行券を国内の商業銀行及びMCと売買(注2)することが認められている。 (2) MCは、顧客から外国銀行券及び旅行小切手を購入し、または顧客に外国銀行券を売却することの為替取引のみを行うことが認められている。	(1) 外国銀行券をオフショア銀行及びMCと売買(注3)することを許可する。 (2) MCが電子マネーのような電子形式の外貨を購入または売却することを許可する。	(1) 2017年 6月 (2) 2017年 第4四半期
3.3 非居住者顧客にTHB直接貸付を提供する商業銀行は、BOTからの事前の承認が必要。	商業銀行が以下の非居住者顧客にTHB直接貸付を提供することを許可する: 1) タイへの投資を希望する非居住者企業。 2) タイにとって有益なインフラまたはプロジェクトに投資することを希望する Greater Mekong Subregion (GMS) 各国に設立された非居住企業。	2017年6月

(注1) 英語では、「an audit committee」になっているものの、タイ語では、取締役に当たる語になっているため、タイ語に合わせた。

(注2) 英語版では、「sell」になっているものの、タイ語版では売買になっているため、タイ語に合わせた。

(注3) 訳注: 英語版では、「sell」になっているものの、タイ語版では売買になっているため、タイ語に合わせた。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

現在の規制	外国為替規制改革による緩和	施行時期
<p>4. タイの投資家/企業に対してより多くの投資オプションを提供する。 理論的根拠/趣旨： - より効率的なリスク分散を図るためにタイの投資家が海外の証券に投資するオプションを提供する。 - 市場に参入する新しいプレーヤーを許容し、さらに競争を促進にする。</p>		
4.1 1億バーツ未満の金融資産を有する投資家は、証券会社、資産管理会社、または商業銀行といったタイ国内仲介業者を通じてのみ、外国証券に投資することができる。	50百万バーツ以上1億バーツ未満の金融資産を有する投資家は、タイ国内の仲介業者を経由せずに毎年総額1百万米ドルまで外国証券に投資することができる。	2017年 第4四半期
4.2 投資家は、有価証券への投資のための外貨の購入または売却は、商業銀行のみで行うことができます。	証券会社にFXライセンスを与えることで、ブローカー業務においてタイ人投資家及び外国人投資家双方にquote FXを提示することができる。	2017年 第4四半期
4.3 タイ投資家が外国証券に投資する際のタイ国内の仲介業者であるKor (น) は同等タイプの許可証 (full license) を有する証券会社のみを許可する。	タイ投資家が外国証券に投資する仲介業者としてKor (น) または同等タイプの許可証 (full license) を有する証券会社以外のその他仲介者の種類を増やす。例えば、債券 (Khor (ข) タイプ)、ファンド管理 (Khor (ค) タイプ)、投資ユニット (Ngor (ง) タイプ) 及び先物契約 (Sor.1 (ธ.1) タイプ) の事業の許可証を取得した者である。	2017年 第4四半期
4.4 タイ先物取引所 (TFEX) の新規ブローカーは、通貨先物ブローカーになるためのライセンス申請をまだ許可されていない。	タイ先物取引所 (TFEX) の新しいブローカーに通貨先物ブローカーになるためのライセンスを申請することを許可する。	2017年 第4四半期

(注4) ก ข ค ง ๑-๙ はそれぞれタイ語のアルファベットであり、日本語のア、イ、ウ...のようなものである。

(注5) 4.3については英語版とタイ語版で記載ないし表現が大きく異なるが、タイ語版に合わせた。

(出所) Bank of Thailandウェブサイト <https://www.bot.or.th/Thai/PressandSpeeches/Press/News2560/n2760t.pdf>

(仮訳作成) 森・濱田松本法律事務所 正式な内容はタイ語による発表をご参照ください。

お問い合わせ先

株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部
企画グループ Tel : 03-6706-5616

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。